



国家のネットワークシステム調達はどうか?

text: 弁護士・寺本振透(西村総合法律事務所)

【その8】

「オープン」とは何か 5

V. 第四のライセンス形態

A. ライセンス形態の説明(繰り返し)

最後に、一般的にオープンソースといわれているライセンス形態(9月号の1 および図1参照)について検討する。すなわち、ソフトウェア製品のベンダーは、いかなるエンドユーザーおよびシステムインテグレーターに対しても、ソフトウェア製品のソースコードを開示する。また、エンドユーザーもシステムインテグレーターも、ソフトウェア製品のソースコードをほかに開示することができるし、ソフトウェアを改変することも認められ、さらに改変したソフトウェアを第三者に開示することもできる。

B. ソフトウェア製品において重大な欠陥が発見された場合

誰が欠陥を発見して教えてくれるのか?

このライセンス形態では、ベンダー以外に多くの専門家がソースコードにアクセスできるから、欠陥を発見することができる。^{注1} また、ソースコードについて誰もベンダーに対する守秘義務を負っていないから、欠陥を発見した者は、随意にそれを公開し、または、取引先等^{注2}に開示することができる。このことは、システムインテグレーターだけでなく、そのほかの者にとっても、エンドユーザー群に対して(また、システ

INTERNET AS SOCIAL INFRASTRUCTURE

ムインテグレーターに対しても)かかる情報を提供することによって報酬を受け取れることを意味する。さらに、欠陥を発見した者は、欠陥を是正するような修正をソフトウェアに加え、それをほかに供給することもできる。すなわち、システムインテグレーターにとってもエンドユーザーにとっても、欠陥を発見して教えてくれる者がベンダーのみには限られないという利点がある^{注2}。

欠陥に関する情報の確からしさ、またはその隠蔽

システムインテグレーター群も、エンドユーザー群も、互いに、ベンダーから秘密保持義務によって縛られていない。したがって、欠陥を発見したり、欠陥を是正する方法を開発したりした者は、互いに情報を交換することによって、自分が有する情報の正確性を検証できる。欠陥に関する情報の確からしさは向上する可能性がある^{注3}。また、誰かが欠陥の存在を隠蔽しようとしたとしても、常に別の誰かが欠陥の存在を明らかにしてしまう可能性があるから、欠陥の隠蔽には意味がない^{注4}。

C. 補修用ソフトウェアをベンダーがすみやかに配布「できる」場合

ベンダーが補修用ソフトウェアをリリースする場合、これについても再配布が自

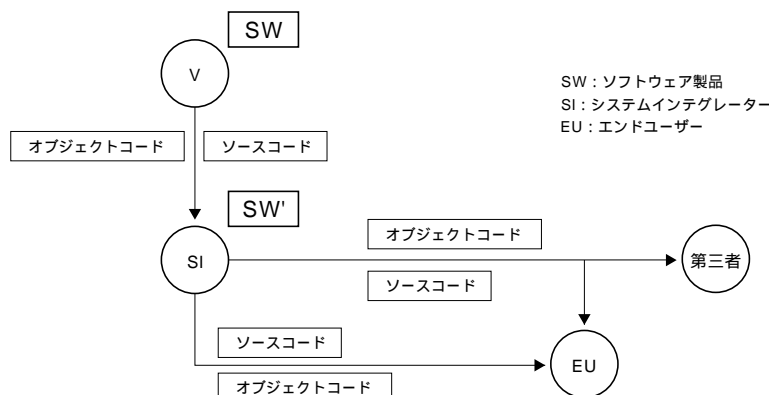
由になされるならば、エンドユーザーに行き渡る速度が向上するだろう。また、補修用ソフトウェアから生ずるさまざまな問題^{注5}についてベンダー側の責任が限定されているとしても、システムインテグレーターにおいて補修用ソフトウェアをさらに改変して対応することも可能である。

D. 補修用ソフトウェアをベンダーがすみやかに配布「できない」場合

一般的には、これがもっとも危機的な状況である。エンドユーザーとしては、補修用ソフトウェアをベンダーから調達できない場合、第三者からそれを調達するか、自らそれを開発するか、またはソフトウェアの補修をあらかじめリプレースするほか

ない。もっとも、商用ソフトウェア製品にはありがちなことであるが、リプレースが困難なことが往々にして発見されることになる^{注6}。また、一般的には、エンドユーザーは、自ら補修用ソフトウェアを開発する能力を持っていない。しかしながら、「第四のライセンス形態」では、ソースコードに多くの人がアクセスすることができ、彼らがこれを改変することができ、かつ、改変したものを配布することができるから、補修用ソフトウェアを第三者、または、自らが契約しているシステムインテグレーターに供給してもらうことに現実味が出てくる。とりわけ、かかる補修用ソフトウェアを供給するサービスを有償で行うことが禁じられていないならば、商業目的でそのようなサービスを提供する事業者が存在

図1



注1: もっとも、いくらソースコードが開示されていたとしても、その整理がなされず、スバゲッティー状態であれば、第三者による欠陥の発見は困難だろう。また、ソースコードを閲覧するツールがベンダーによって用意されている場合に、ソースコードの分析を行おうとする者の随意にソースコードのさまざまな部分を見ることができないかまたは簡単でない場合にも、第三者による欠陥の発見は困難となるだろう。

注2: もちろん、そのような者が、不正な意図を持たないという面でも、技術水準の面でも、信頼に足る者でなければならないことは、言うまでもない。

注3: 間違った情報が提供される可能性が皆無になるわけではない。しかしながら、システムインテグレーターもエンドユーザーも多くの情報源にあたることによってより好ましい情報を知ることができる可能性が向上する。

注4: その反面、「対処方法が提供される前に欠陥を公表すると、その欠陥を狙った攻撃者が急激に増えるから、欠陥の公表を遅らせよう」という考え方は無意味になるから、対処方法の開発も迅速に進められなければならない。もっとも、多くの人々がソースコードにアクセスできるということは、かかる対処方法の開発を速めるための効果的な手段の1つと言えるだろう。

注5: 典型的には、エンドユーザーの既存のアプリケーションとの相性。

注6: 商用ソフトウェアのベンダーからすると、エンドユーザーが他のソフトウェアに乗り換えることは阻止したいから、リプレースを困難にするような仕組みをしばしば組み込むことになる。例えば、受け取った電子メールのヘッダ情報の保持の仕方が「異常に変わっている」メーラーを導入してしまうと、他のメーラーへの乗り換えが困難となる。

することになる。

E. ベンダーが破産した場合

破産管財人はライセンスを解除できるか？

「第四のライセンス形態」においては、ベンダーとエンドユーザー（また、システムインテグレーター）との間のライセンスは、通常、契約というよりは、ベンダー側の「ライセンシーが予定された使い方をしている限りは著作権に基づく差止請求権および損害賠償請求権を行使しない」という一方的宣言にすぎない場合が多いとみられる。^{注7}つまり、ベンダーがエンドユーザーに対して差し止めまたは損害賠償を求めて

訴えてきた場合に、エンドユーザーが法廷において、「あなたは公にそのような請求はしないと宣言したのに、そのような請求をすることは背理ではないか」と抗弁できる事実をあらかじめ用意しておいたにすぎない。また、かかるライセンスが仮に契約として構成されていたとしても、エンドユーザーがベンダーに対して何か継続的に履行すべき義務（たとえば、ロイヤルティーの支払い）を負っているわけではないから、当該契約は双方未履行の双務契約とは言えない。よって、破産管財人によるライセンスの解除はできないものと言うべきだろう。

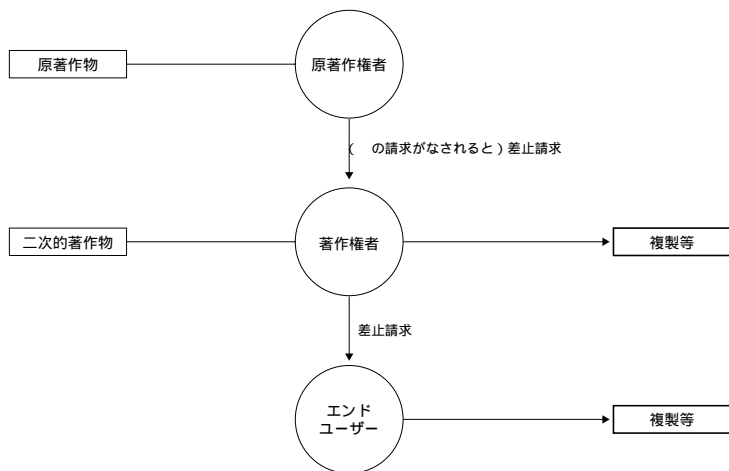
破産管財人はエンドユーザー（また、シ

ステムインテグレーター）に対して差止請求権等を行行使できるか？

破産管財人（または、破産管財人からソフトウェアの著作権を譲り受けた第三者）が、ベンダーによる前記のような宣言については何も知らない第三者（いわゆる「善意の第三者」）と解されるならば、破産管財人（または、譲受人）がエンドユーザー（また、システムインテグレーター）に対して、彼らによるソフトウェア製品の複製、改変、再配布等に関して、著作権に基づく差止請求権または損害賠償請求権を行使してきた場合、エンドユーザー（また、システムインテグレーター）は、前記の抗弁をもって対抗することはできないようにも思われる。

もっとも、多くの場合、かかるソフトウェア製品は、多数の著作権者が寄与した部分から成り立っている。そして、それぞれの著作権者は、やはり同様の一方的宣言をしているはずである。ここで注意すべきは、この一方的宣言には、「ライセンシーが予定されない使い方（典型的には、予定された使い方をしているエンドユーザー等に対する著作権の行使）をした場合には、著作権に基づく差止請求権および損害賠償請求権を行使する権限を放棄していない」という含意があることである。ところで、いま、破産管財人（または、譲受人）がその著作権を行使しようとしているソフトウェア製品は、実は、他のソフトウェ

図2



注7：この点、エンドユーザー側の一定の行為（パッケージの開封、画面上のボタンのクリック、ソフトウェアの使用そのもの等）をもって、ライセンス条件に服することを約束する意思表示とみなし、ライセンサーとエンドユーザーの間に契約が成立したものとするシュリンクラップ契約やクリックラップ契約などと称されるライセンスとは異なる面がある。

ア製品に対する著作権にも服しているはずである。ということは、破産管財人(または、譲受人)が、当該ソフトウェア製品の複製、改変、再配布等について他の著作権者から差止請求または損害賠償請求を受ける現実的なおそれがあるということである。かかる脅威があるために、結局、破産管財人(または、譲受人)からエンドユーザー(また、システムインテグレーター)が攻撃される現実的な危険性は極小化されるということになる(図2)。

VI. 真のオープンソースとは？

これまで延々と行ってきた検討から明らかとなり、限定的にソースコードが開示されている場合と、ソースコードへのアクセス、その改変、再配布等が自由な場合(第四のライセンス形態)とは、主として、危機が発生した場合(ベンダーが補修用ソフトウェアをすみやかに提供できない場合、ベンダーが破産した場合など)において、全く異なる法的効果を持つものである。それゆえ、中途半端なソースコードの開示をもって「オープンソース」と称することは、法律家としては著しい違和感を感じることであるし、かなり恥ずかしいことでもある。いわゆるセキュリティについて論ずるとき、情報のセキュリティ(典型的には、盗聴、改ざん、なりすましなどへの対処)のみを対象にしがちであるが、シ

ステムが長期間にわたって可用性または代替可能性を持つか、ということにも十分な注意が必要である。

もっとも、オープンソースにすれば何でも解決するとも考えるのも誤った教条主義であることは言うまでもない。多くの人がソースコードにアクセスし、検証し、解析し、その成果を交換しあい、かつ、かかる活動が、商業的にも非商業的にも行えなければ、オープンソースの価値は発揮されない。ソースコードは開示されているが誰もメンテナンスしようとしないう、誰がどの部分にいつ寄与したのかわからない、コンサルティングや補修用ソフトウェアの配布といった事業を商業的に行うことができず誰も参入してこない、といったことがあるならば、いわゆるプロプライエタリーなソフトウェア製品に比べても、決して危機に強いとは言えないことになってしまうだろう。

INTERNET
AS
SOCIAL
INFRASTRUCTURE



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp